

平成 30 年 7 月 13 日

受益者の皆さまへ

アセットマネジメント One 株式会社

「D I AM高金利通貨ファンド」

繰上償還（信託終了）（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび弊社の追加型証券投資信託「D I AM高金利通貨ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託財産の状況等に鑑み、下記の通り、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させていただく予定といたしましたので、お知らせ申し上げます。

この繰上償還（信託終了）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従って手続きが行われます（当ファンドの繰上償還（信託終了）にご同意いただける場合、特に必要なお手続きはございません。）。

受益者の皆さまにおかれましては、本書および別紙の「書面決議参考書類」をご確認いただいたうえ、同封の「議決権行使書面」にて繰上償還（信託終了）に対しての賛否をご記入いただき、アセットマネジメント One 株式会社までご返送いただきたく存じます。

今般の繰上償還（信託終了）につき、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由について

当ファンドは平成 19 年 12 月 27 日に設定し、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドが投資対象とする投資信託証券であるルクセンブルグ籍外国投資信託（以下、「投資対象ファンド」といいます。）の運用会社から、投資環境の変化により、投資対象ファンドの投資ガイドラインに則った運用の継続が困難であるとの見解を得ました。これをうけ、弊社では、昨今の投資環境や投資対象ファンドの運用状況等を勘案し、当ファンドの信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になっていると考え、このまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

2. 繰上償還（信託終了）の日程と手続きの概要について

①公告日*	平成30年7月13日	本手続きの対象となる受益者の確定日です。
②議決権の行使期限	平成30年8月13日まで	受益者の皆さまから書面による議決権行使を受け付けます。2 ページ目の「 3 」をご参照ください。
③書面決議の日	平成30年8月14日	繰上償還を実施するか否かを判定します。 3 ページ目の「 4 」をご参照ください。
④繰上償還日(予定)	平成30年9月13日	繰上償還をすることとなった場合の、繰上償還日です。

※ 公告は、電子公告の方法により行い、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ (<http://www.am-one.co.jp/>) に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

3. 書面による議決権の行使の方法について

受益者の皆さまは、書面により議決権を行使することにより、当ファンドの繰上償還（信託終了）に対する賛否の意思表示を行うことができます。

議決権を行使する場合は、同封の「議決権行使書面」に以下①の内容をご記入またはご確認のうえ、同封の返信用封筒に封入し、以下②にてご案内の宛先へご郵送いただきますようお願い申し上げます。議決権行使書面は、平成30年8月13日までに弊社に到着した分を、有効とさせていただきます。

また、書面決議において議決権を行使しない場合（議決権行使書面をご郵送されない場合）は、当ファンドの信託約款の規定に基づき、繰上償還（信託終了）について賛成していただけるものとしてお取り扱いさせていただきます。したがって、当ファンドの繰上償還（信託終了）に賛成していただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

書面による議決権の行使については、平成30年7月13日現在の受益者の皆さまを対象としております。平成30年7月14日以降に取得された受益権口数（平成30年7月12日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりませんので、ご了承ください。

① ご記入いただく内容

a. 記入日 b. 賛成・反対の別（どちらかに○印で表示）
c. 日中連絡先（電話番号）

② 宛先（同封の返信用封筒をそのままご使用ください）

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-2 鉄鋼ビルディング
アセットマネジメント One 株式会社
投資信託ディスクロージャー部 書面決議受付係

ご記入にあたっての注意事項

- ・「議決権行使書面」にあらかじめ記載してあります「お名前」、「ご住所」、「ご購入の販売会社・取扱店」、「議決権数（受益権口数）」をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・同一の受益者の方が同一の議案に対して、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、重複行使された議案の全ての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ・賛成・反対の表示がない議決権行使書面をご郵送いただいた場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・ご記入内容に不備がある場合や判読困難な場合などは、受益者の皆さまの権利保護の観点から、販売会社またはアセットマネジメント One 株式会社から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。
- ・受益者の皆さまの個人情報はアセットマネジメント One 株式会社のホームページに掲載している「個人情報保護に関する事項 お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則って取り扱い、書面決議に関する事務を処理する目的以外には使用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で弊社および販売会社において共有いたします。

③ 書面による議決権の行使期限

平成30年8月13日弊社到着分まで

4. 繰上償還（信託終了）の実施の判定について

繰上償還（信託終了）の実施については、平成30年8月14日に賛成・反対の口数を集計し、実施するか否かを判定いたします。

<繰上償還（信託終了）を実施する場合>

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、予定通り平成30年9月13日に、当ファンドを繰上償還（信託終了）いたします。償還金は繰上償還日から起算して5営業日目までに、販売会社を通じてお支払いします。

<繰上償還（信託終了）を実施しない場合>

書面決議において否決された場合（賛成が3分の2未満であった場合）には、当ファンドの繰上償還（信託終了）は行いません。この場合、繰上償還（信託終了）を行わない旨を、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

※書面決議の結果は、平成30年8月14日（書面決議の日）以降、アセットマネジメント One 株式会社のホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）および「6. お問い合わせ先」に記載の、アセットマネジメント One 株式会社のコールセンターにてご確認ください。

5. ご換金の手続きについて

議決権行使期間中、ならびに書面決議の日以降においても、通常通り当ファンドの換金（解約）のお申込みを受け付けております。その際の換金（解約）価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

信託終了日まで当ファンドを保有し、償還金をお受け取りいただくこともできます。

※繰上償還（信託終了）が決定した場合につきましても、議決権行使書面にて反対された受益者の方はご換金に際し、通常通り販売会社にお申込みください。（当ファンドは毎日基準価額が算出され、換金が可能な投資信託に該当するため、受託銀行に対し買取請求することはできません。）

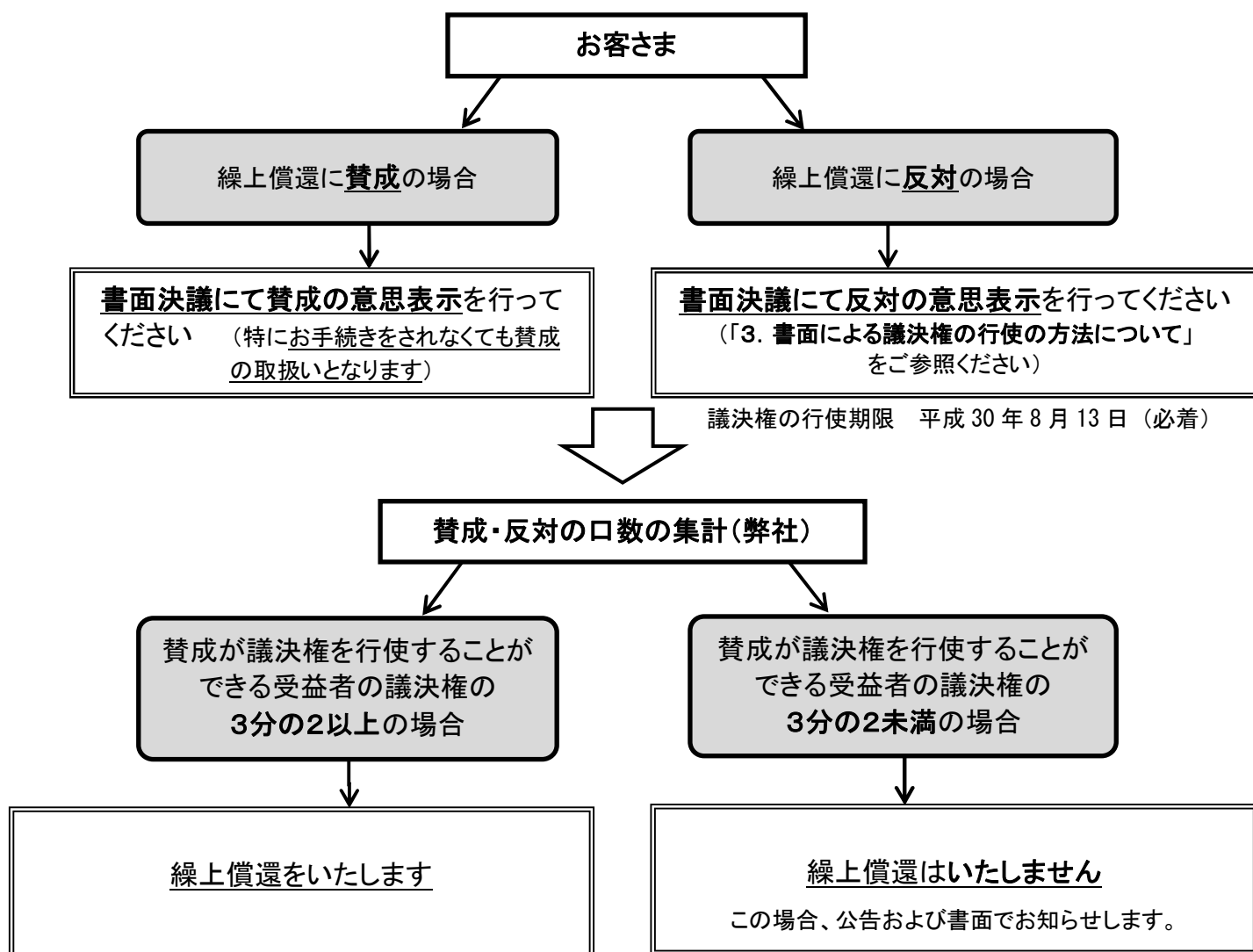
6. お問い合わせ先

本件につきご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。なお、お客様の口座内容等に関するご照会は、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社
〔コールセンター〕 0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

以上

<ご参考> 今後のお手続きの流れ



※ 書面決議の結果は、平成 30 年 8 月 14 日以降、アセットマネジメント One 株式会社のホームページ (<http://www.am-one.co.jp/>) および 3 ページ目に記載の「6. お問い合わせ先」にてご確認いただけます。

償還金のお受取りについて

繰上償還（信託終了）をすることとなった場合、お客さまが反対の意思表示をされたか否かにかかわらず、繰上償還日（平成 30 年 9 月 13 日）まで保有いただいたお客さまには、原則として繰上償還日から起算して 5 営業日目までに、販売会社を通じて償還金をお支払いいたします。詳しくは、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

議決権行使期間中、ならびに書面決議の日以降においても、販売会社において通常通り当ファンドの換金（解約）のお申込みを受け付けます。なお、換金（解約）申込みの最終受付日につきましては、お申込みされました販売会社にご確認ください。